

同	山本 幹雄	同	市春日町棚原74番地
監事	近藤 憲生	同	市春日町棚原1216番地1
同	山本 富仁雄	同	市春日町棚原60番地
就任役員			
役員の区分	氏名	住所	
理事	山本 健	丹波市春日町棚原15番地	
同	山本 富仁雄	同 市春日町棚原60番地	
同	山本 薫	同 市春日町棚原116番地	
同	山本 幹雄	同 市春日町棚原74番地	
同	荻野 正	同 市春日町棚原262番地	
同	大槻 祐彦	同 市春日町棚原1214番地2	
同	東浦 清	同 市春日町国領1801番地	
監事	近藤 憲生	同 市春日町棚原1216番地1	
同	荻野 浩之	同 市春日町棚原359番地	

兵庫県告示第637号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年7月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
13.6トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	11.1トン
兵庫県日本海定置漁業	2.4トン
兵庫県その他漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
14.4トン
- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	7.8トン
兵庫県その他漁業	4.5トン

兵庫県告示第638号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月2日

兵庫県知事 齋藤元彦